

第207回埼玉県都市計画審議会

平成20年12月22日午後1時30分開会

場所 浦和ロイヤルパインズホテル

○事務局 定刻となりましたので、ただいまより第207回埼玉県都市計画審議会を開会させていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

それでは、まず初めに、本日の資料の確認をさせていただきたいと思います。まず、事前にお配りさせていただいております資料が、配付資料一覧表、それから委員名簿、議案概要一覧表、議案書、それから議案書別添3といえます一般国道17号本庄道路環境影響評価要約書というものがファイルにとじたのが1部。こちらです。要約書です。それから資料の2、それと参考資料の1と3、以上を事前に配付させていただいております。よろしいですか。

それから、本日お手元のほうにお配りさせていただいております資料が、次第、それから座席表、それからお手元、厚い冊子があるかと思えますけども、議案書の別添1と別添2ということで、厚いほうが一般国道17号本庄道路の環境影響評価書の本体でございます。それから、薄いほう、別添の2でございますが、資料編ということになってございます。厚いものが2冊でございます。それと、参考資料の2、これは環境影響評価の資料でございますけども。済みません。ちょっと表に関して、申しわけございませんが、お手元の厚いものが議案書の別添1と別添2ということで、環境影響評価書の本体と資料編となっております。よろしいでしょうか。

それでは、本会は原則公開となっておりますので、お配りしております意見書の写しでございます参考資料の1と3の個人情報に関します部分は、これは黒塗りとさせていただいております。

それでは、会議の進行に戻させていただきます。ここで、委員の出席状況につきまして、御報告を申し上げます。ただいま16名の委員の皆様のお出席を賜っております。したがって、審議会条例第5条第2項の規定によります定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立いたしましたことを御報告申し上げます。

それでは、これより審議会条例第5条第1項の規定によりまして、大村会長に議長になっていただきまして、議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大村） 審議会の会長を務めさせていただいております大村でございます。本日は、委員の皆様方には年末のお忙しいところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。皆様の御協力をいただきまして、慎重かつ効率的に審議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

それでは、まず会議録の署名委員でございますが、本審議会運営規則第5条第2項の規定によりまして、私のほうから指名させていただきたいと存じます。久保田尚委員、それから神山委員、よろしくお願いいたします。じゃ、このお二人をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

いたします。

続きまして、本審議会は埼玉県都市計画審議会の公開に関する取扱要綱に基づき原則公開となっております。私といたしましては、特に本日非公開にすべき案件はないと思っておりますが、皆様方の御意見は、いかがでございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） よろしゅうございますか。特に御意見はございませんので、本日の審議会はすべて公開という形で進めさせていただきたいと思えます。

傍聴者はおいでになりますか。それじゃ、入場させていただきたいと思えます。

〔傍聴者入場〕

○議長（大村） 議事に入ります前に、傍聴者の方には傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局のほうからお配りいたしました傍聴要領をよくお読みいただき、遵守していただきたいと存じます。傍聴要領に反する行為をした場合には退場していただきますので、御注意いただきたいと思えます。

それでは、ただいまより第207回埼玉県都市計画審議会の議事に入らせていただきます。

本日は、お手元の次第にありますとおり、議第4850号「狭山都市計画用途地域の変更について」など都市計画法、建築基準法、環境影響評価法及び土地地区画整理法にかかわる16議案について御審議をお願いするものでございます。

それでは、まず議第4850号「狭山都市計画用途地域の変更について」を議題に供させていただきます。

幹事は議案の説明をよろしくお願ひいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の並木でございます。説明させていただきます。

議第4850号から議第4852号までの3議案につきましては、前回の都市計画審議会でも御説明させていただきましたが、暫定逆線引き地区に関する議案でございます。暫定逆線引き地区につきましては、計画的な整備が確実な場合は市街化区域へ再度編入し、計画的な整備が見込めない地区については、用途地域を廃止することとしております。これから御審議いただく3議案につきましては、前回の都市計画審議会でお諮りした議案と同様の計画的な整備の見込みがないため、用途地域を廃止するケースでございます。

それでは、議第4850号「狭山都市計画用途地域の変更について」を御説明させていただきます。議案書は5ページから9ページ、図面は11ページ、13ページ及び15ページでございます。

恐れ入りますが、議案書11ページの計画図をお開きください。前面のスクリーンもあわせて御覧ください。今回変更いたします区域は、狭山市の平野地区及び南入曽地区でございます。最初に①の平野地区から御説明させていただきます。図面の中央の赤枠で囲まれた区域が平野地区でございます。西武新宿線、狭山市駅の南東約1.5kmに位置する、面積約13.2haの区域でございます。前面

のスクリーンに平野地区の航空写真がございますので、御覧ください。赤枠で囲まれた区域が平野地区でございます。続きまして、②の南入曽地区を御説明いたします。図面の中央の赤枠で囲まれた区域が南入曽地区でございます。当地区は、西武新宿線、入曽駅の北東約500mに位置する面積約26haの区域でございます。前面のスクリーンに変更地区の航空写真がございますので、御覧ください。赤枠で囲まれた区域が南入曽地区でございます。図面の左下の表が今回の変更内容でございます。平野地区及び南入曽地区でございますが、両地区とも昭和45年の当初線引きにより市街化区域としましたが、計画的な整備の見込みがないため、昭和59年に用途地域を残したまま、市街化調整区域とした暫定逆線引き地区でございます。

当地区の土地利用の方針について、狭山市は、平成18年度に庁内検討委員会を設置し、地元の意向によって土地利用の方針を決定することとし、平成19年度に地元意向調査を実施しております。この結果をもとに、埼玉県と狭山市で調整を行いまして、計画的な整備の見込みが立たないことなどから、用途地域を廃止するものでございます。各地区の詳細につきましては、13ページ及び15ページの詳細図に記載しております。

恐れ入りますが、議案書の6ページにお戻りください。これは、狭山都市計画用途地域の変更後の内容を示したものでございます。右側の7ページは、その新旧対照表でございます。恐れ入りますが、前面のスクリーンを御覧ください。これは、用途地域の廃止に伴いまして、建築基準法の規定により、特定行政庁が容積率、建ぺい率等の数値を定めることとなっております。狭山市は、特定行政庁となっておりますので、スクリーンに示している数値を定める予定と聞いております。

以上、御説明申し上げました議第4850号狭山都市計画用途地域の変更につきまして、狭山市で平成20年6月より2回の説明会を開催し、住民に対しまして周知を図ってまいりました。平成20年10月14日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、狭山市から賛成の回答をいただいております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大村） ありがとうございます。ただいまの幹事の御説明に関しまして、御意見や御質問がございましたらお受けしたいと思っておりますが、いかがでございますか。特にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、議第4850号について採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、議第4851号「行田都市計画用途地域の変更について」及び議第4852号「都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更について（行田市）」の2議案につきましては、それぞれ関連する議案でございますので、一括して議題に供させていただきます。

幹事は議案の説明をよろしくお願いたします。

○幹事（都市計画課長） 議第4851号「行田都市計画用途地域の変更について」及び議第4852号「都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更について（行田市）」は関連する議案でございますので、一括して説明させていただきます。

この議案も、先ほどの議案と同様、暫定逆線引き地区に関する議案でございます。計画的な整備の見込みがないため、用途地域を廃止し、建築物の容積率及び建ぺい率などの建築物の形態規制を定めるものでございます。

それでは、議第4851号「行田都市計画用途地域の変更について」から御説明申し上げます。議案書は17ページから22ページ、図面は23ページ及び25ページでございます。

恐れ入りますが、議案書23ページの計画図をお開きください。前面のスクリーンもあわせて御覧ください。今回変更いたします区域は、行田市の東台地区、緑町地区及び谷郷地区の3地区でございます。図面の右上の赤枠で囲まれた区域が東台地区でございます。当地区は、図面中央右の秩父鉄道東行田駅から北約0.7kmに位置する面積約44.4haの区域でございます。前面のスクリーンに東台地区の航空写真がございますので、御覧ください。赤枠で囲まれた区域が東台地区でございます。次に、中央下の赤枠で囲まれた区域が緑町地区でございます。当地区は、図面中央左の秩父鉄道行田市駅から南東約1.2kmに位置する面積約18.1haの区域でございます。前面のスクリーンに緑町地区の航空写真がございますので、御覧ください。赤枠で囲まれた区域が緑町地区でございます。最後に、左中央の赤枠で囲まれた区域が谷郷地区でございます。当地区も、図面中央左の秩父鉄道行田市駅から北西約0.7kmに位置する面積約18haの区域でございます。前面のスクリーンに谷郷地区の航空写真がございますので、御覧ください。赤枠で囲まれた区域が谷郷地区でございます。

恐れ入りますが、議案書25ページの詳細図をお開きください。前面のスクリーンもあわせて御覧いただければと思います。図面の左下の表が今回の変更内容でございます。これら3地区は、昭和45年の当初線引きで市街化区域といたしましたが、計画的な整備の見込みがないため、昭和60年に用途地域を残したまま市街化調整区域とした暫定逆線引き地区でございます。今回、地元意向調査や行田市との調整を行った結果、計画的な整備の見込みがないことなどから、用途地域を廃止するものでございます。また、緑町地区につきましては、暫定逆線引き地区の周辺区域に準工業地域が指定されています。暫定逆線引き地区の用途地域を廃止することで、暫定逆線引き地区の北側、西側、南東側に狭小な準工業地域が残ることとなります。地区の西側、面積約2haの準工業地域の区域につきましては、現在県道の行田東松山線の沿道の区域であり、商業系、住宅系の土地利用が既にされていることから、用途地域を準工業地域から第二種住居地域に変更するものでございます。なお、暫定逆線引き地区の北側、南東側の区域につきましては、既に工場等の土地利用がされている区域であるため、準工業地域を存置いたします。

恐れ入りますが、議案書18ページにお戻りください。これは、行田都市計画用途地域の変更後の

内容を示したものでございます。右側の19ページはその新旧対照表でございます。

続きまして、議第4852号「都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更について（行田市）」を御説明いたします。議案書は27ページから29ページ、図面は31ページ及び33ページでございます。これは、暫定逆線引き地区における用途地域の廃止に伴い、これまで用途地域で定められていた容積率、建ぺい率等の規制がなくなることから、建築基準法の規定により、特定行政庁である知事が容積率、建ぺい率等の数値を新たに定めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の31ページの計画図をお開きください。前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと思っております。対象区域は、先ほど「行田都市計画用途地域の変更について」で御説明いたしました行田市の東台地区、緑町地区及び谷郷地区でございます。図面左下の表が変更内容となっております。これら3地区につきましては、周辺の環境と調和した居住環境の形成が図られるよう、隣接する区域の数値と整合を図り、容積率を200%、建ぺい率を60%に、また道路による高さ制限なども隣接する区域の数値に合わせて定めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の28ページにお戻りいただきたいと存じます。これは、変更後の行田市の建築物に係る数値を示した計画書でございます。右側の29ページはその新旧対照表でございます。

以上、御説明申し上げました議第4851号行田都市計画用途地域の変更ほかにつきましては、平成20年8月から5回説明会等を開催し、住民に対しまして周知を図ってまいりました。用途地域の変更につきましては、平成20年10月10日から2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、行田市からこの用途地域の変更につきましては賛成の回答を、建築物の形態規制の数値の変更につきましては、支障なしの回答をいただいております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大村） ありがとうございます。ただいまの幹事の御説明に関しまして、御意見や御質問がございましたらお受けしたいと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○須田委員 須田でございます。先ほどこの議案書が白地になっておりましたけれども、図面ですと、何か用途地域、今の図面、色がついているように、1番など色が塗ってあります。これどういう意味なんでしょう。本来ならば白地なんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大村） お願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 図面の23ページを見ていただきますと、議案書の23ページ、ここには白地となっております。この図面ですと、旧の用途地域が載っております、結果的にはこの23ページのこの図面で白地になるということでございます。ちょっと説明の過程でこういう図面を使わせていただいているということでございます。よろしいでしょうか。

○議長（大村） 従来のやつがそのまま、今回廃止するエリアのところ、昔どういう用途地域がかかっていたかを示した図面になっていたということですか。

○幹事（都市計画課長） 説明の図面色ということで御理解いただければと思います。

○須田委員 じゃ、これだということですか。

○幹事（都市計画課長） 大変恐縮でございます。申しわけありません。

○議長（大村） ほかにはいかがでございますか。特にございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、この議案につきまして、議第4851号及び議第4852号の2議案について一括して採決をいたしたいと思えます。

原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

それでは、続きまして、議第4853号「東松山都市計画道路の変更について」及び議第4854号「東松山都市計画用途地域の変更について」の2議案につきましては、それぞれ関連する議案でございますので、一括して議案に供させていただきます。

幹事は議案の説明をよろしく願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 議第4853号から4858号までの6議案は、昨年度末から順次手続を進めております長期未整備都市計画道路の見直しに関する議案でございます。この長期未整備都市計画道路の見直しに関して、簡単に御説明させていただきたいと思えます。県内の都市計画道路の多くは、戦後から高度経済成長期における都市への急激な人口集中や市街地の著しい拡大、モータリゼーションの進展という社会情勢を背景に決定されてきております。したがって、長期的な視点に立ち、将来の拡大する都市を想定して、多くの都市計画道路は決定されてまいりました。このような中で、長期間未整備な都市計画道路が多く存在することになり、その整備時期も不透明で、建築制限も長期間に及ぶという課題が顕在化してまいりました。このことに加え、人口減少、超高齢化社会の到来が予測され、都市計画道路の前提となる社会情勢が大きく変化することが明確になっております。これをもとに、都市計画道路を見直すこととなってきております。その見直しに当たっては、決定後、20年以上経過した路線を対象に、「まちづくりの将来像の変化」や、「現道を含む周辺道路等の整備状況」、「今後の事業の予定」など、その路線を取り巻く状況の変化をとらえ、交通機能や都市防災上、都市構造上等の視点から必要性を検証し、存続、廃止、ルート変更などの見直し案を策定してきております。長期未整備都市計画道路の見直しに関する案件に関しましては、以上のような過程を経て、都市計画の手続を進めてきております。

それでは、議第4853号「東松山都市計画道路の変更について」及び議第4854号「東松山都市計画用途地域の変更」について、関連する都市計画でございますので、一括して御説明申し上げます。まず、議第4853号「東松山都市計画道路の変更」について御説明させていただきます。議案書は35ペ

ージから40ページ、図面は41ページでございます。恐れ入りますが、議案書41ページの計画図をお開きください。前面のスクリーンもあわせて御覧ください。図面の中央、上下方向に赤と黄色で表示しております都市計画道路松葉町通線は、幅員16mの東松山市街地の西部を通る南北方向の幹線道路でございます。変更内容は、並行する市道がおおむね12mで整備され、交通機能が十分に確保されていることから、一部区間を廃止するものでございます。また、この松葉町通線の変更に伴い、図面の右側の上下方向に赤で表示しております都市計画道路産業道路につきましても、赤い二重丸で囲まれている部分におきまして、交差点部の変更を行うものでございます。

次に、図面の中央、左右方向に赤と黄色で表示しております都市計画道路材木町通線は、幅員16mの東松山市街地中央を通る東西方向の幹線道路でございます。変更内容は、西側部分につきましても、重複する市道が既に12mで整備され、交通機能が十分に確保されていることから、一部区間を廃止し、東側部分につきましても、変更する県道及び市道がおおむね12mで整備され、交通機能が十分に確保されていることから、一部区間を廃止するものでございます。また、この材木町通線の変更に伴い、図面の右側の上下方向に赤で表示しております都市計画道路産業道路につきましても、赤い二重丸で囲まれている部分におきまして、交差点部の変更を行うものでございます。次に、図面の中央、上部から右下にかけ、赤と黄色で表示しております都市計画道路第一小学校通線は、幅員16mの東松山市街地中央を通る南北方向の幹線道路でございます。変更内容といたしましては、重複する市道が既におおむね12mで整備され、交通機能が十分に確保されていることから、一部区間を廃止するものでございます。なお、各路線の変更にあわせて、図面の下の表のように、車線数を決定するものでございます。

続きまして、議第4854号「東松山都市計画用途地域の変更について」御説明をさせていただきます。議案書は43ページから47ページ、図面は49ページでございます。恐れ入りますが、議案書49ページの計画図をお開きください。前面のスクリーンもあわせて御覧ください。今回変更します区域は、図面赤枠で囲まれた2つの区域、左上が松山町地区、右下が本町地区でございます。図面の左下の表が変更内容でございます。松山町地区でございますが、当地区は、先ほど御説明いたしました都市計画道路松葉町通線に隣接する区域でございます。現在幹線道路沿線の土地利用を誘導するため、第一種住居地域を指定しております。今回、都市計画道路の廃止に伴いまして、幹線道路沿道の土地利用を誘導する必要がなくなりましたことから、当地区や周辺の土地利用が主に住宅系であることを勘案しまして、事務所、店舗等の立地が制限されます第一種中高層住居専用地域に変更するものでございます。本町地区につきましても、当地区は都市計画道路材木町通線に隣接する区域で、都市計画道路の廃止に伴い、用途地域の区域境界を現存する県道の道路境界を基準として変更するものでございます。

恐れ入りますが、議案書44ページにお戻りください。これは、東松山都市計画用途地域の変更後の内容を示したものでございます。右側の45ページは、その新旧対照表でございます。

以上、御説明申し上げました2議案につきましては、平成19年11月から3回説明会を開催し、住民に対して周知を図ってまいりました。平成20年10月7日から2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、これらの議案につきましては、東松山市から賛成の回答をいただいております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大村） ありがとうございます。ただいまの幹事の御説明に関しまして、御意見や御質問がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、議第4853号及び議第4854号の2議案について一括して採決をいたします。原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、議第4855号「加須都市計画道路の変更について」及び議第4856号「加須都市計画用途地域の変更について」の2議案につきましては、それぞれ関連する議案でございますので、一括して議題に供させていただきます。

幹事は議題の説明をよろしくお願ひいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第4855号「加須都市計画道路の変更について」及び議第4856号「加須都市計画用途地域の変更」について、関連する都市計画でございますので、一括して説明させていただきます。この議案も長期未整備都市計画道路の見直しに関する議案でございます。

まず、議第4855号「加須都市計画道路の変更」について御説明させていただきます。議案書は51ページから54ページ、図面は55ページでございます。

恐れ入りますが、議案書55ページの計画図をお開きください。前面のスクリーンもあわせて御覧ください。図面の左側上下方向に赤と黄色で表示しております都市計画道路不動尊通り線は、幅員12mの加須市街地の西部を通る南北方向の幹線道路でございます。変更内容は、当初の計画において、一体的に整備される予定がございました土地区画整理事業の構想が平成17年になくなったことから、また並行する県道札羽騎西線がおおむね7mで整備され、交通機能が十分に確保されていることから、一部区間を廃止するものでございます。また、この変更にあわせて車線数を2と決定するものでございます。次に、図面の中央、左右方向に赤と黄色で表示しております都市計画道路中央通り線は、幅員11mの加須市街地中央部を通る東西方向の幹線道路でございます。変更内容は、並行する国道125号が16mで整備済みであり、重複する県道加須停車場線もおおむね8mで整備され、交通機能が確保されていることから、一部区間を廃止するものでございます。

続きまして、議第4856号「加須都市計画用途地域の変更について」御説明させていただきます。
議案書は57ページから63ページ、図面は65ページでございます。

恐れ入りますが、議案書65ページの計画図をお開きください。前面のスクリーンもあわせて御覧ください。今回変更いたします区域は、図面赤枠で囲まれた5つの区域でございます。図面の左下の表が変更内容でございます。変更区域のうち①から④の不動尊通り地区、大門通り地区、中央通り地区及び花崎中央通り地区につきましては、今回埼玉県及び加須市が見直しいたします長期未整備都市計画道路の区域の変更、廃止に伴いまして、用途地域の境界の位置が変わることなどから、それぞれ用途地域を変更するものでございます。図面中央、加須駅の南に位置します⑤、加須駅南地区でございますが、当地区につきましては、拡大図で御説明させていただきますので、恐れ入りますが、前面のスクリーンを御覧ください。左側が変更前、右側が変更後でございます。左側の図を御覧ください。当地区は、昭和48年に加須市の駅前整備構想による駅前広場、道路に面して、近隣商業地域を指定いたしました。その後、平成11年に昭和48年の構想と異なる位置に都市計画道路加須駅騎西線及び加須駅南口駅前交通広場が都市計画決定され、整備が進められてきているところでございます。右側の図を御覧ください。今回、これらの施設の整備が今年度末に完成しますことから、駅前広場、道路に面した土地利用の増進を図るため、地区西側の区域は、近隣商業地域から第一種住居地域、地区東側の区域は第一種住居地域から近隣商業地域にそれぞれ用途地域を変更するものでございます。

恐れ入りますが、議案書58ページにお戻りください。これは、加須都市計画用途地域の変更後の内容を示したものでございます。右側の59ページはその新旧対照表でございます。

以上、御説明申し上げました2議案につきましては、平成20年3月から4回説明会等を開催し、住民に対しまして周知を図ってまいりました。平成20年9月26日から2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、これらの議案につきましては、加須市及び騎西町から賛成の回答をいただいております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大村） ありがとうございます。ただいまの幹事の御説明に関しまして、御意見や御質問がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、議第4855号及び議第4856号の2議案について一括して採決をいたします。
原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） じゃ、御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、議第4857号「羽生都市計画道路の変更について」及び議第4858号「羽生都市計画用

途地域の変更について」の2議案につきましては、それぞれ関連する議案でございますので、一括して議題に供させていただきます。

幹事は議題の説明をよろしくお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第4857号「羽生都市計画道路の変更について」及び議第4858号「羽生都市計画用途地域の変更」について、関連する都市計画でございますので、一括して御説明させていただきます。この議案も長期未整備都市計画道路の見直しに関する議案です。

まず、議第4857号「羽生都市計画道路の変更」について御説明させていただきます。議案書は67ページから70ページ、図面は71ページでございます。

恐れ入りますが、議案書71ページの計画図をお開きください。前面のスクリーンもあわせて御覧ください。図面の中央右側に赤と黄色で表示しております都市計画道路中央第2本町通線は、幅員16mの羽生市街地中央部を通る南北方向の幹線道路でございます。その路線と並行するように、図の中央左側に赤と黄色で表示しております都市計画道路宮田通線は、幅員12mの羽生市中央部を通る南北方向の幹線道路でございます。変更内容は、重複、並行する県道羽生外野栗橋線、この路線がおおむね9から16mで整備され、交通機能が確保されていることから、両路線ともに一部区間を廃止するものでございます。また、この変更にあわせて、両路線ともに車線数を2と決定し、宮田通線につきましては、従来の名称「中央第3箕沢前谷線」から名称を改めるものでございます。次に、図面の上部、左右方向に表示しております都市計画道路北部幹線につきましては、市決定の都市計画道路東部東谷線を全線廃止することに伴い、赤い二重丸で囲まれている部分におきまして、交差点部の一部区域の変更を行うものでございます。

続きまして、議第4858号「羽生都市計画用途地域の変更について」御説明させていただきます。議案書は73ページから79ページ、図面は81ページでございます。

恐れ入りますが、議案書81ページの計画図をお開きください。前面のスクリーンもあわせて御覧ください。今回変更いたします区域は、スクリーンの白枠で囲まれた区域内の①から⑧に示す区域でございます。図面左下の表は変更内容でございます。①から⑧までの区域は、今回埼玉県及び羽生市が見直しいたします長期未整備都市計画道路の区域の変更、廃止に伴いまして、用途地域の境界を現道とする変更や、道路沿道の土地利用の必要性がなくなったことから、周辺の土地利用に応じた用途地域に変更するものでございます。

恐れ入りますが、議案書74ページにお戻りください。これは、羽生都市計画用途地域の変更後の内容を示したものでございます。右側の75ページは、その新旧対照表でございます。

以上、御説明申し上げました2議案につきましては、平成20年5月から6回説明会等を開催し、住民に対しまして周知を図ってまいりました。平成20年10月14日から2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、これらの議案につきまして、羽生市から賛成の回答をいただいております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大村） ありがとうございます。ただいまの幹事の御説明に関しまして、御意見や御質問がございましたらお受けしたいと思いますのですが、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、議第4857号及び議第4858号の2議案について一括して採決をいたします。原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） では、御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。続きまして、議第4859号「秩父都市計画墓園の変更について」を議題に供させていただきます。幹事は議題の説明をよろしくお願いいたします。

○幹事（公園課長） 公園課長の林でございます。よろしくお願いいたします。失礼ですが、着席して説明させていただきます。

議第4859号「秩父都市計画墓園の変更について」御説明させていただきます。議案書は83ページから85ページ、図面は87ページ及び89ページでございます。

恐れ入りますが、議案書87ページの計画図をお開きください。前面のスクリーンもあわせて御覧ください。スクリーン、向かって右側が北になっております。変更する墓園は、1号秩父聖地公園でございます。秩父聖地公園は、秩父鉄道秩父駅の北東約1.6kmに位置し、秩父市及び一部区域は横瀬町にまたがる形で配置されております。この墓園は、秩父市をはじめ県内外から多くの方々が訪れ、緑に囲まれた公園墓地として親しまれております。秩父聖地公園は、昭和41年3月22日に計画面積約27.1haの墓園として都市計画決定されました。その後、何度か都市計画の変更が行われ、現在の計画面積は約54haとなっております。変更内容でございますが、秩父聖地公園に隣接する区域、もとは養豚場でございますが、この区域を墓園の区域に編入するものでございます。このことによりまして、秩父聖地公園の計画面積は約54.8haに変更され、現在よりも約0.8ha面積が増加するものでございます。編入する区域は、墓園の入り口付近にふさわしい施設整備を図る予定でございます。なお、図面の中で区域外となっている箇所には、県立の秩父養護学校がございます。今回の変更により、学校の周囲が墓園区域となりますが、隣接する道路は秩父市道となっていることから、学校への出入りや交通上で支障となることはございません。

以上、御説明申し上げました議案につきまして、平成20年3月に説明会を開催し、住民に対しまして周知を図ってまいりました。また、平成20年9月26日から2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。本議案につきましては、秩父市長及び横瀬町長から知事あてに賛成の回答をいただいております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大村） ありがとうございます。ただいまの幹事の御説明に関しまして、御意見や御質問がございましたらお受けしたいと思いますのですが、いかがでございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、議第4859号の議案につきまして採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

それでは、次に議第4860号「深谷都市計画道路の変更について」、議第4861号「本庄都市計画道路の変更について」、議第4862号「児玉都市計画道路の変更について」、議第4863号「一般国道17号本庄道路事業に係る環境影響評価書について」の4議案につきましては、それぞれ関連する議題でございますので、一括して議題に供させていただきます。

幹事は議題の説明をよろしくお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 議第4860号から議案第4863号までの4議案につきましては、関連する都市計画でございますので、一括して御説明させていただきます。

本案は、国道17号のバイパスとして、深谷市、本庄市、上里町を通り、群馬県高崎市に至る広域幹線道路の都市計画決定に関するものでございます。初めに、国道17号の概要について御説明させていただきます。前面のスクリーンも御覧いただきたいというふうに思います。赤の太線でお示しておりますのが国道17号で、首都圏と上越地方を結ぶ総延長約370kmの主要な幹線道路となっております。埼玉県内を見ますと、熊谷バイパスなど既に供用され、群馬県内におきましても、新町バイパスなどが整備されてきており、ほとんどの区間でバイパス等が整備されている状況でございます。一方、現道が2車線しかなく、バイパス計画が未計画な区間や、図中に黄色い線で示しております深谷バイパスの終点付近から群馬県高崎市新町までの区間となっております。本庄道路は、この現国道17号の北側、図中に赤の点線で示しております位置にバイパスとして計画しているもので、延長約13.1km、内訳は埼玉県が約12.6km、群馬県が約0.5kmとなっております。ルート選定に当たりましては、計画の初期段階から住民に広く情報提供し、意見を聞き、計画図に反映するP I方式を採用しております。本庄道路では、平成11年度に本庄市、上里町、旧岡部町の住民にバイパスの必要性やルート案の案についてアンケートを実施しております。このアンケートの結果、多くの方がバイパスの整備が必要であり、北側、北回りルートがよいとの回答をいただいております。

次に、本庄道路の目的について御説明いたします。冒頭で御説明したとおり、首都圏と上越地方を結ぶ主要な幹線道路網を形成するとともに、地域の課題となっております国道17号の慢性的な交通渋滞の緩和、老朽化した神流川橋かけかえによる防災、震災対策の強化、また今後、本庄地方拠

点都市から発生する交通にも対応する機能をあわせ持つ道路でございます。それでは、本案につきまして、議案書に沿って御説明させていただきます。まず、議第4860号から議第4862号までの3議案につきましては、一括して説明をさせていただきます。議案書の107ページをお開きください。あわせて前面のスクリーンを御覧ください。まず、本庄道路でございますが、延長約12.6km、幅員27.25mの4車線の幹線道路で新たに決定するものでございます。延長の内訳は、深谷市が240m、本庄市が7,830m、上里町が4,530mとなっております。

次に、本庄道路のルートについて御説明いたします。ルートの選定に当たっては、集落や公共性の高い学校、社寺等を配慮し、選定しております。ルートの詳細につきましては、深谷バイパスの道の駅までを過ぎた深谷市岡地先を起点とし、深谷バイパスから分岐し、本庄市に入ります。本庄市に入ってから、小山川を渡った土地に方向を西向きに変え、本庄市街地北側の田園地域を通過し、国道462号と立体交差し、上里町に入ります。上里町では、賀美小学校の約70m北側を通る現道である国道17号、神流川橋の北側を通り、群馬県高崎市へ至る計画となっております。交差点につきましては、地域分断などの影響を踏まえつつ、バイパスとしての機能を確保するため、国道、県道や幹線市道に集約し、本庄道路全体で16カ所に計画しております。丸印でお示しした箇所は平面交差点で、赤色の丸印が国道462号との立体交差点をお示ししております。なお、この平面や立体交差点の間において、ある程度の交通量がある道路で極端な・回が生じる場合、こういう場合には、横断ボックスの緑色の丸印の9カ所において横断ボックスを計画しております。また、本庄道路へのアクセスを目的とし、本庄都市計画道路十間通り線を本庄道路まで延伸し、また児玉都市計画道路、本庄道路連絡線を現国道17号から本庄道路につなぐ道路として、新たに決定するものでございます。以上が今回御審議をいただく本庄道路とほか2路線でございます。

続きまして、議第4863号「一般国道17号本庄道路事業に係る環境影響評価書について」御説明申し上げます。この議案の本庄道路につきましては、4車線で延長が10km以上あることから、環境影響評価法の対象事業となっております。また、環境影響評価法により、対象事業が都市計画に定められる場合には、都市計画案と評価書をあわせて都市計画審議会に付議し、環境も含め総合的に判断していただくこととなっております。審議の図書は、皆様の机の上でございます厚い資料、別添1、一般国道17号本庄道路事業に係る環境影響評価書及び別添2の資料編でございます。

それでは、お手元に配付してございます参考資料の2、一般国道17号本庄道路事業に係る環境影響評価書について、これによりまして御説明させていただきたいと思っております。参考資料の2をお開きいただきたいと存じます。まず、参考資料の2の表紙を開いていただきまして、1ページを御覧ください。あわせて前面のスクリーンも御覧ください。この1ページ目のフロー図は、環境影響評価法に基づき行う方法書から評価書に至るまでの手続を示したものでございます。なお、評価書は、都市計画決定権者である県が事業者である国土交通省と十分に調整を図りながら、作成してきております。それでは、本庄道路における環境影響評価書作成の経緯について御説明いたします。まず、

環境影響評価を実施するに当たり、騒音、振動などの評価項目についてどのような調査を実施するかなどを記載した方法書を作成いたしました。次に、方法書の縦覧を行い、環境知事からの意見をいただき、その後、現地調査を行い、その結果と予測、評価を記載した準備書を作成しております。次に、準備書の縦覧などを行い、環境知事からの意見をいただき、評価書案を作成しております。その後、国土交通大臣からの意見をいただき、意見の内容を勘案し、補正したものがフロー図に示す評価書でございます。この評価書が皆様方のお手元でございます別添 1、2 の環境影響評価書でございます。都市計画決定権者である県が最終的に取りまとめたものでございます。

次に、環境影響評価書の内容について御説明いたします。参考資料の 2 の 2 ページをお開きいただき、あわせて前面のスクリーンも御覧ください。2、評価書の概要について御説明いたします。評価書には、この表の最上段にあります評価項目、予測結果、環境保全措置及び評価結果が記載されております。なお、この環境保全措置については、必須と任意に分けてわかりやすくさせていただきました。必須とは、予測結果が環境基準等を満足していないとされ、何らかの対策を行わなければならない措置を必須としており、予測結果は満足しているが、環境保全のために任意に行う措置を任意と分けたものでございます。それでは、まず評価項目でございますが、事業計画をもとに影響を及ぼすおそれのある要因を抽出し、大気質、騒音、振動などの12項目を選定いたしました。これらの各項目のうち、スクリーンで水色に示しました大気質や振動などの9項目、この9項目につきましては、予測結果が環境基準等を満足した項目でございます。次に、表の太枠で囲ってありますスクリーンでは、青色、赤色で示しました騒音、水質及び廃棄物等の3項目につきましては、予測結果が何らかの環境保全措置を行わないと環境基準等が満足していないとされた項目でございます。

それでは、太枠の3項目について順次説明いたします。まず、太枠の1段目の騒音でございます。予測結果につきましては、一部の予測地点において、望ましい水準が満たされないと予測しておりますが、これは環境基準値を満たしていないということでございます。環境保全措置としては、必須として、遮音壁を設置することとしております。これらの結果、計画路線は環境基準値を下回ると予測しております。ただし、この場合でも、計画路線と交差する国道462号の騒音と合成した予測値は、環境基準値を上回っております。このため、国道462号の管理者に対し、適切な環境保全措置を実施するよう協力を求めてまいります。次に、太枠の2段目の水質でございます。予測結果は、水底の掘削工事を実施する際に水の濁りが発生するとしておりますが、仮締め切り工法などの実施により、環境に与える影響をできる限り回避または低減されると評価しております。次に、一番下の段の廃棄物等でございます。予測結果は、既存工作物の除去等に伴う建設副産物が発生するとしており、その建設副産物を再資源化施設へ搬出することで、関係する法律等に基づき、適切に再処理、再利用及び処理することとしております。以上のことから、すべての評価項目につきましても、環境に与える影響を事業者として実行可能な範囲内で回避または低減していると評価

しております。以上が環境影響評価書の概要説明とさせていただきます。改めて申し上げますが、今御説明いたしました評価書について、当審議会で審議いただくものでございます。

この後、評価書を作成する過程について簡単に御説明いたしますが、この内容は、当審議会の審議内容ではございませんが、技術審議会や住民からの意見などを踏まえた環境知事意見について説明させていただき、審議の参考にしていただければと思っております。それでは、参考資料の2の3ページをお開きいただきたいと思います。準備書に対する環境知事意見でございますが、その中の代表的なものを御説明させていただきます。なお、住民からの意見書につきましては、次のページの参考資料2の4ページに添付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

戻っていただきまして、3ページでございますが、1つ目といたしまして、小学校、幼稚園、保育園並びに住民への環境保全に配慮をという御意見でございますが、計画路線は、可能な限り、市街地や集落、学校などを避ける計画にしております。近接する小学校等では、特段の配慮が必要な場合は、適切な措置を行ってまいります。それから、2つ目といたしましては、猛禽類繁殖の影響について、明確な予測、評価を行うこと。必要に応じ、専門家の助言も得ることという御意見でございますが、オオタカの営巣は、今回の調査区域においては、確認されておられません。なお、事業実施前に再度確認調査を行い、必要に応じて専門家の助言を得て、適切な措置を実行いたします。最後に、予測には不確実性はつきもの、工事中及び使用後も環境調査をするとともに、必要に応じて環境保全措置を講ずることという意見でございますが、現段階では、実行し得なかった事項は、必要に応じ適切な措置を実施してまいります。これらの環境知事の意見の内容を踏まえ、評価書の作成を行っております。この後、環境知事からの意見の提出に至るまでの技術審議会の状況等につきまして、幹事である温暖化対策課長から御説明いたします。

○温暖化対策課長 温暖化対策課長の北田でございます。私からは、環境知事意見をまとめるに当たりましての経緯について御説明させていただきます。着席させていただきます。

参考資料2の1ページの環境影響評価書作成の経緯を御覧ください。あわせて前面のスクリーンも御覧ください。まず、一番上の方法書についての環境知事の意見でございますが、平成15年11月に方法書が都市計画決定権者から送付されております。そこで19名の学識経験者で構成をいたします埼玉県環境影響評価技術審議会の委員により、平成16年2月に第2回の小委員会を実施しております。また、環境市町村長であります本庄市長、深谷市長、上里町長、旧岡部町長から意見を聞いております。この技術審議会及び関係市長、町長の意見を聞きまして、平成16年3月に環境知事意見といたしまして、都市計画決定権者に送付をしたところでございます。

次に、中ほどでございますが、準備書についての環境知事の意見でございますが、平成19年10月に準備書が都市計画決定権者から送付されております。そこで、環境影響評価技術審議会委員により、平成19年11月に第3回、平成20年1月に第4回の小委員会、さらに平成20年2月に審議会全体会を実施いたしました。また、関係市長、町長からの意見聴取、都市計画決定権者から送付された

住民からの意見書及び都市計画決定権者の見解、さらに平成20年2月に開催した公聴会の意見を踏まえ、平成20年3月、環境知事意見といたしまして、都市計画決定権者に送付したところでございます。都市計画決定権者におきましては、これらの環境知事の意見を踏まえまして、先ほど概要説明がございました環境影響評価を実施したと承知をしているところでございます。

以上、環境知事意見についての説明とさせていただきます。

○幹事（都市計画課長） 続きまして、都市計画道路に関する3議案につきまして、平成19年10月12日から1カ月間の縦覧に供しましたところ、議第4861号「本庄都市計画道路の変更について」に関する意見書は、2通2名の方から提出されております。意見書の要旨は資料1に、意見書の写しは参考資料1でございます。それでは、意見書の要旨及びその対応につきまして、順次御説明させていただきます。資料1の裏面の意見書の要旨を御覧いただきたいと存じます。あわせて前面のスクリーンも御覧ください。まず、意見書①、計画道路の位置について、「環境保全措置等により、評価の基準値はクリアしているというものの、現状の静かな住宅地の環境を守るため、計画位置を10mから20m程度南側に移動してほしい。」との御意見でございます。バイパスルートの選定は、市街地や集落、学校、社寺等に配慮し、選定しております。この地域におきましては、田中地区、照若町地区、沼和田地区、これらの集落に配慮し、計画しております。

次に、意見書②、交差点の位置についてでございます。「市道2216号線は、通行量も比較的多いが、バイパスによって分断されてしまう。代替ルートとなる市道2217号線には、右左折しにくい交差点がある。このため、市道2216号線に交差点を設置し、今までどおりの通行を可能にしてほしい。」との御意見でございますが、交差点の位置は、地域分断などの影響を踏まえつつ、バイパスとしての機能を確保するため、国道、県道や幹線市道に集約し、計画しております。本地域での交差点設置は、地域の幹線道路である市道109号線と、その約700m西側の都市計画道路十間通り線に集約し、計画しております。また、右左折しにくいとされる市道の交差点形状につきましては、本庄道路開通後、交通の状況を見て、対策の必要性について判断すると本庄市から聞いております。

以上で一般国道17号本庄道路に関連する各議案の説明並びに意見書への対応の御説明を終わらせていただきます。なお、議第4860号から議第4863号までの4議案につきまして、それぞれ深谷市、本庄市、上里町から賛成の回答をいただいております。

また、今回の案件にあわせまして、上里町決定の道路につきましても、上里町都市計画審議会において審議がなされました。上里町から県あての協議の申し出が出されているところでございます。また、群馬県側におきましても、現在都市計画の手续が進められており、2日後の12月24日の群馬県都市計画審議会に付議されると聞いております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大村） ありがとうございます。大分長時間にわたりましての御説明だったと思いますけれども、ただいまの幹事の御説明に関しまして、御意見や御質問がありましたら、お受けしたいと

と思いますが、どうぞ。いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、議第4860号から議第4863号の4議案について一括して採決をさせていただきます。

原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異義なし」と言う者あり〕

○議長（大村） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、議第4864号「久喜都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題に供させていただきます。

幹事は議案の説明をよろしくお願いいいたします。

○幹事（建築指導課長） 建築指導課長の原本より御説明申し上げます。着席して説明させていただきます。

○議長（大村） どうぞ。

○幹事（建築指導課長） それでは、議第4864号「久喜都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」御説明申し上げます。議案書は109ページから110ページ、図面は111ページ及び113ページでございます。

本件は、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づきます産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関するものでございます。

110ページの議案書を御覧ください。内容といたしましては、久喜市河原井町16番地1の敷地面積9,862.85㎡の敷地に主に建築物の解体現場から発生する建設廃材を破砕処理する産業廃棄物処理施設を設置しようとするものでございます。

111ページの図面を御覧ください。あわせてスクリーンのほうも御覧ください。申請地は図面右下にございます赤く塗りつぶしたところでございます。申請地は東北自動車道の久喜インターから南西に約1.5kmの地点に位置しており、久喜菖蒲工業団地内でございます。用途地域は、工業専用地域であり、周辺は工場や倉庫等が立地しております。

次に、113ページの図面を御覧ください。あわせてスクリーンのほうも御覧ください。赤い線で囲まれている部分が今回の申請敷地で、青い線で囲まれている部分が建築物になります。黄色で塗られている部分が許可対象となる破砕施設、緑色で塗られている部分が緑地でございます。なお、許可の対象となる施設は3基の破砕施設でございます。破砕施設については、主に建築物の解体現場から発生する建設廃材を破砕するもので、それぞれの処理品目や処理能力の詳細につきましては、右上の枠内に表記させていただきました。施設概要を御覧ください。また、破砕施設の騒音や振動の対策として、破砕施設を建築物の中に入れる計画となっております。当該計画施設の立地につきましては、久喜市へ意見照会をしましたところ、都市計画上、支障ない旨の回答を得ております。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、通称廃掃法を所管する県の環境部からも、計画につきまして廃掃法上、支障ない旨の回答を得ております。

以上により、私どもといたしましては、この敷地の位置につきまして、都市計画上、支障はないものと考えております。この敷地の位置につきまして、都市計画上、支障はないか、御審議くださるようお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大村） ありがとうございます。ただいまの幹事の御説明に関しまして、御質問や御意見がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。特にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） この議第4864号の議案について採決をいたしたいと思っております。

本案について、都市計画上、支障がないと認めることで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） ありがとうございます。

それでは、御異議ないものと認めまして、本案は都市計画上支障がないと認めることにさせていただきます。

続きまして、議第4865号「新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業の事業計画に係る意見書について」を議題に供させていただきます。

○須田委員 議長、この件でいいですか。

○議長（大村） はい、どうぞお願いいたします。

○須田委員 新座市長の須田でございます。

この議第4865号でございますが、私どもの市に関することでもございますので、当審議会の公平性、中立性を考えますと、私は退席したほうがよろしいと思っておりますので、よろしくお取り計らいをいただきたいと思います。

○議長（大村） ただいま須田委員から、この案件は、新座市長さんの地元のところでございますけれども、議第4865号については、審議の参画を辞退という申し出がございましたので、この場合、定足数にかかわる本審議会の成立について、事務局のほうから御説明をよろしくお願いたします。

○事務局 御報告を申し上げます。

須田委員が退席されますと、御出席の委員の皆様16名ということになりますけれども、審議会条例の規定でございます定足数には達しておりますので、審議会は成立いたします。

以上でございます。

○議長（大村） ありがとうございます。

それでは、須田委員の申し出につきまして、御承認いたしたいと思っておりますが、いかがでございますか。

すか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、須田委員におかれましては、申し出が承認されましたので、御退席のほう、よろしくお願いいたします。

○須田委員 よろしく願いいたします。

〔須田委員退席〕

○議長（大村） それでは、須田委員が退席されましたので、改めまして、議第4865号「新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業の事業計画に係る意見書について」を議題に供させていただきます。

幹事は議題の説明をよろしくお願いいたします。

○市街地整備課長 市街地整備課長の松本でございます。よろしくお願いいたします。着席して説明をさせていただきます。

議第4865号「新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業の事業計画に係る意見書について」御説明申し上げます。議案書は115ページ、図面は位置図が117ページ、設計図が119ページでございます。本案件は、新座市が施行する新座駅北口土地区画整理事業の事業計画の案を平成20年10月3日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、14通41名から意見書の提出がありました。このため、土地区画整理法第55条第3項の規定により、本意見書の「採択」または「不採択」について御審議願うものでございます。意見書の取り扱いでございますが、意見書を「採択すべきである」と議決された場合、知事は市に対し必要な修正を加えるべきことを求め、市は再度縦覧の手続を行うこととなります。また、意見書を「不採択にすべきである」と議決された場合、知事はその旨を意見書提出者に通知し、事業の認可を行います。

それでは、最初に本地区の概要とこれまでの経緯等を御説明申し上げます。前方のスクリーンを御覧ください。本地区は、JR武蔵野線の新座駅北口に位置し、南西側に一般国道254号、北東側に一般県道新座和光線に接する面積約31.6haの地区でございます。現況は、ミニ開発等による無秩序な市街化が進み、生活環境の低下や防災上、支障を来している状況であります。このため、本事業は、道路、公園等の公共施設の整備改善を図り、災害に強い安全で快適なまちづくりを進め、新座駅南口地区とあわせて、新座市の新たな発展の核となる市街地の形成を図ろうとするものでございます。

次に、これまでの経緯でございますが、昭和45年4月にJR武蔵野線が開通し、新座駅が開設されました。このため、本地区を含む新座駅周辺、おおむね80haは新座市総合振興計画基本構想に土地区画整理事業による新都市づくりとして位置づけられました。このうち平成7年3月に新座駅南口地区、約8.1ha、それから平成11年12月に新座駅南口第2地区、約37.4haがそれぞれ事業着手されました。駅南口地区は既に完了しており、駅南口第2地区は平成24年度の事業完了予定でござい

ます。新座駅北口地区につきましては、平成13年1月から地元説明会を開始し、平成17年6月に都市計画決定を行いました。そして、このたび事業計画案として、施行者は新座市、面積は31.6ha、事業期間は平成20年度から平成33年度までの14年間、総事業費は105億円、減歩率は約23.76%を地権者に示し、縦覧を行ったものでございます。新座市は、これまでに延べ46回の地元説明会を実施し、権利者から意見や要望を聞きながら、事業化を進めてまいりました。

次に、意見書の内容について御説明させていただきます。今回、14通41名から意見書が提出されましたが、現在の権利者数は約506名でございますので、意見書提出者の権利者割合は約4.9%、地区面積割合は約1%でございます。意見書の要旨及び見解は資料2、それから意見書の写しは参考資料3にそれぞれ整理し、お手元に配付してございます。

それでは、資料2に基づき、県及び市の考え方を御説明させていただきます。なお、事業計画に係わらないと思われる意見は参考に御説明いたします。それでは、資料2の1ページ、意見書①から御説明させていただきます。参考資料3は1ページでございます。要旨1の「新設道路は幅員7から8mとし、歩道、自転車道を設置してほしい。」という意見でございます。スクリーンを御覧ください。赤で示しました都市計画道路及び青で示しました幅員10.5mの区画道路は、新座駅へのアプローチ道路として、交通安全を図るため、自転車歩行車道や歩道を計画しております。その他の新設道路は、幅員を7から8mにしますと、地権者の負担が増えてまいりますので、幅員は原則6mとしております。

次に、事業計画に係わらないと思われる意見でございます。要旨2の「住宅地を貫く道路は、一方通行となるよう、規制を設けてほしい。」という意見でございます。必要な交通規制は、実施の段階で皆さんの意見をお聞きしながら、警察と協議し、対応してまいります。

次に、要旨3の「事業に関する予算措置の説明が不十分である。市民の賛否を問いながら、事業を進めてほしい。」という意見でございます。新座市は、平成13年から延べ46回の地元説明会等を開催し、権利者から意見や要望を聞きながら、事業計画を策定してきております。今後も、地元説明会の開催や個別調整、情報誌の発行等により権利者の理解をいただきながら進めてまいります。

次に、意見書②でございます。スクリーンを御覧ください。要旨1の「区6—36号線は、緑で示した親族3軒の敷地の中央に計画されているので、道路の位置を変更してほしい。」という意見でございます。区6—36号線は、新座駅や小学校への利便性を向上させるために、現道を区8—4号線まで延長したものでございます。また、延長にあたりまして、区6—34号線、区8—4号線との交差は、安全性を考慮し、交差点の数を減らすために、区8—5号線と十字路になるよう計画したものでございます。なお、この3軒の方々の移転先につきましては、新座市が権利者の意見をお聞きしながら、実施で決定してまいります。

次に、意見書③でございます。スクリーンを御覧ください。要旨1の「区4.8—10号線は、住宅の一部が削り取られる位置に計画されているので、北東側に変更してほしい。また、区8—3号線

は、敷地の一部が削り取られる位置に計画されているので、東側に変更してほしい。」という意見でございます。区4-8—10号線は、現況の道路幅員4.8mをそのまま活かした道路であり、隅切りを追加したものでございます。また、区8—3号線は、一般国道254号に架かる横断歩道橋の移転を避けたことと、都市計画道路新座駅北口通線の交差位置をもとに、現道を活かして計画したものでございます。なお、今後実施にあたりまして、新座市では現地の詳しい調査を行い、細部の設計を行いながら、調整してまいります。

次に、意見書④から⑩までの計32名の意見書は、意見書④の代表者が取りまとめを行い、一つの封筒で送付されております。このうち23名は、住所、氏名の記入のみですので、意見書④に代表者を含め、1通24名として取り扱っております。また、意見書⑤から⑩までは、意見書④の主旨を踏まえ、さらに御自身の考えを記載した意見書でございます。

それでは、意見書④でございます。スクリーンを御覧ください。要旨1は、「行き止まりの私道を通り抜けの区6—4号線にすることに反対である。」という意見でございます。区6—4号線の現道は、青で示した行き止まりの私道でございます。新座市は、事業区域内で私道に面している宅地は、全て公道に面するように換地を定め、宅地の利用増進を図るとともに、災害に強い安全で快適なまちづくりを進めるために、通り抜け道路を計画したものでございます。

次に、事業計画に係わらないと思われる意見でございます。要旨2の「土地の価値が上がると、税金の関係上、不利になる。」という意見でございます。本事業は、道路や公園などの公共施設を整備し、災害に強い安全で快適なまちを実現しようとするものでございます。事業の目的や効果について、よく説明してまいります。

次に、要旨3の「地域住民の声に耳を傾けてほしい。」という意見でございます。新座市は、引き続き、地元説明会の開催や個別調整等により権利者の理解をいただくよう努めてまいります。県といたしましても、権利者の理解をいただきながら、事業を進めるよう、新座市に助言してまいります。

次に、意見書⑤でございます。要旨1の「行き止まりの私道を通り抜けの区6—4号線にすることに反対である。」という意見でございます。これは、意見書④の要旨1の見解と同じでございます。

次に、意見書⑥でございます。要旨1の「子供達の安全確保の為、行き止まりの私道を通り抜けの区6—4号線にすることに反対である。」という意見でございます。これは、通り抜けにすることで、子供達が道路で遊ぶことが出来なくなるという意見でございます。見解は、意見書④の要旨1の見解と同じでございます。

次に、事業計画に係わらないと思われる意見でございます。要旨2の「自然を破壊する事業に反対である。」という意見でございます。本地区は、市街化区域ですから、放っておくと乱開発される可能性がありますので、土地区画整理事業で健全な市街地を整備しようとするものでございます。

なお、新座市は、地区内の現況の山林を公園として保存するなど、緑地の保全に配慮しております。

次に、意見書⑦でございます。要旨1の「行き止まりの私道を通り抜ける区6—4号線にすることに反対である。」という意見でございます。これも意見書④の要旨1の見解と同じでございます。

次に、事業計画に係わらないと思われる意見でございます。要旨2の「減歩や清算金徴収など、デメリットばかりの計画に反対である。」という意見でございます。本事業は、私道に面している宅地は、全て公道に面するよう換地を定め、宅地の利用増進を図るとともに、道路や公園などの公共施設を整備し、災害に強い安全で快適なまちを実現しようとするものでございます。事業の目的や効果についてよく説明してまいります。

続きまして、意見書⑧でございます。なお、次の意見書⑨も⑧と同様の要旨ですので、一緒に御説明させていただきます。要旨1の「減歩や清算金徴収など、デメリットばかりの計画に反対である。」という意見でございます。これは意見書⑦の要旨2の見解と同じでございます。事業の目的や効果について、よく説明してまいります。

次に、意見書⑩でございます。要旨1の「自然を破壊する事業に反対である。」という意見でございます。これは意見書⑥の要旨2の見解と同じでございます。

次に、意見書⑪でございます。要旨1の「減歩や清算金徴収など、デメリットばかりの計画に反対である。」という意見でございます。これも意見書⑦の要旨2の見解と同じでございます。事業の目的や効果について、よく説明してまいります。

続きまして、意見書⑫でございます。スクリーンを御覧ください。要旨1は、「交通安全の観点から、クランクをT字路に見直すことが出来ないか検討してほしい。」という意見でございます。T字路にいたしますと、青い家の2軒の方が移転ということになります。新座市としては、建物移転をなるべく増やさないように、現道を活かすような道路計画としたものでございます。

次に、事業計画に係わらないと思われる意見でございます。要旨2の「区6—4号線の交通量が増やさないう、標識等の抜本的対策をしてほしい。」という意見でございます。必要な交通規制は実施の段階で皆さんの意見をお聞きしながら、警察と協議し、対応してまいります。

以上が事業計画に係る意見の要旨とそれらに対する考え方でございます。新座市は、今後も引き続き、事業に対する御理解と御協力が得られるよう努力してまいります。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（大村） ありがとうございます。ただいまの幹事の御説明に関しまして、御意見や御質問等がございましたらお伺いしたいと思います。いかがでございますでしょうか。

どうぞ、久保田委員。

○久保田委員 この資料2で言いますと、例えば2ページの意見書⑤の通り抜けるに反対という意見に対する見解ですが、多少舌足らずかなという気がしましたので、ちょっと申し上げるんですが、この意見をおっしゃっている方は、通り抜けになると、車の量がふえて、交通安全上、問題があるん

じゃないかという御意見だと思うんですね。ただ、今回は恐らく安全で快適なまちづくりとある。この安全というのは、恐らく災害時の安全とか、そういうことで通り抜けの必要性をおっしゃっていると思うんですが、そういう意味では、多少意見と見解にずれがあるように見えます。ですので、これはこれでももちろん、災害の安全性も絶対必要なので、この部分はこれでいいんですけども、これに加えて、その交通安全に対しては、例えば道路のつくり方であるとか、必要に応じて公安委員会との協議によって、ちゃんと確保していくということも見解として加えていただければいいんじゃないかと思います。当然、そういう趣旨をお持ちだと思いますので、加えていただければいいんじゃないかと。

以上です。

○議長（大村） どうぞ、幹事のほうから。

○市街地整備課長 このところでも交通規制等の話がございましたので、実施にあたりましては、皆さんの意見をよく伺いながら、警察と協議し、交通安全に配慮してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大村） よろしゅうございますか。ほかにはいかがでございますか。ほかにはございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それじゃ、議第4865号の議案につきまして採決してまいりたいと思いますが、確認のためでございますけれども、本議案の土地区画整理法上の取り扱いにつきまして、改めて御説明させていただきます。

この意見書に係わる意見を採択すると議決した場合において、県は市町村が定めようとする事業計画について、その市町村に対し必要な修正を加えるべきことを命じるという形になっております。また、採択とすると議決した場合において、県はその旨を意見書を提出した者に通知しなければならないという形になっております。ということをよく御理解いただいた上で、議案についての採決をしていきたいと思いますが、議第4865号の議案について採決に入っていきます。

この意見書を採択して事業計画を修正すべきであるという御意見の方は挙手を願います。

〔挙手なし〕

○議長（大村） いらっしゃいませんね。それでは、挙手がゼロでございますので、本案につきましては不採択とするという形で決定させていただきます。ありがとうございました。

今この議案につきまして、議第4865号については決定いたしましたので、ここで須田委員におかれまして、席にお戻りいただくようお願いいたします。

〔須田委員復席〕

○議長（大村） 以上をもちまして、本日の予定しておりました議題は、すべて審議が終了いたしました。御協力大変ありがとうございました。

傍聴者の方々につきましては、事務局の指示に従いまして、御退席をお願いいたします。

それでは、議長の任を解かせていただきますので、事務局のほうにお返しいたします。

○事務局 熱心な御審議いただきまして、ありがとうございました。これをもちまして閉会とさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

午後 3 時 05 分 閉 会